

# 「介護老人福祉施設」伊勢あさま苑のご利用について

## (特別養護老人ホーム 伊勢あさま苑)

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の目的

当施設は、それぞれの施設サービス計画に基づいて、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に、契約者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう心身の機能の維持と家族の身体・精神的負担の軽減を図ることを支援することを目的として、入浴・排泄・食事等の介護・相談及び援助社会的生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練・健康管理及び療養上の世話をを行います。

2. 運営方針
- ・提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令・告示の趣旨に沿ったサービスを提供します。
  - ・契約者の主体性と自主性を尊重した契約者本位のサービスに努めます。
  - ・自立支援のための介護サービス計画書の作成と実践による適切かつ効率的なサービスに努めます。
  - ・事故や災害防止に最大限努力し、契約者の安全対策及びプライバシーの保護とバリアフリー化に努めます。
  - ・各種地域福祉サービスの推進とボランティアの受入など地域との連携・交流を進めます。
  - ・施設の専門性を高めるため、職員の意識改革と資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

3. 入所定員 55名

#### 4. 施設の設備等の概要

居 室	4人部屋	12室	医務室		1室
	個室(1人部屋)	2室	食堂・談話室		1室
	合 計	14室	浴室	一般浴槽と特別浴槽があります	1室

5. 施設の職員体制

《主な職種の配置状況》

職 種		常 勤	非常勤	合 計	備 考
管理者(施設長)		1名(専従)		1名	※デイ看護不在時は、デイに 適時入る。
医 師			1名(専従)	1名	
介護支援専門員		1名(兼務)		1名	
介護 看護 職員	看護師		3名(専従2・兼務1)	3名	
	准看護師	2名(専従)	2名(専従)	4名	
	介護福祉士	17名(専従15・兼務2)	3名(専従)	20名	
	1～2級修了者	4名(専従)		4名	
	その他	2名(専従)		2名	
	計	25名	8名	33名	
生活相談員		2名(専従1・兼務1)		2名	
機能訓練指導員			1名(兼務)	1名	
栄養士		1名(専従)	1名(専従)	2名	

6. 勤務体制

《主な職種の勤務体制》

医 師	週 2 回(月・金曜日) 14:30～16:30		
看護職員	標準的な最低人数 (8:30～18:00) 2～3名 (夜間・自宅待機)		
介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人数		
	従 来 型		
	早勤	7:00～16:00	3～4名
	日勤	8:30～17:30	3～4名
	遅勤	9:30～18:30	1名
	遅勤A	10:00～19:00	1名
夜勤	17:00～ 9:00	3名	

7. 施設サービス計画の作成

次の事項は、介護支援専門員が行います。

- ① 契約者の解決すべき問題を把握し、契約者の意向を踏まえた施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留

意点などを盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③ 計画の作成及び変更の際は、その内容を契約者と家族に説明します。

## 8. 施設サービス

提供するサービスは、施設サービス計画に沿って、食事・介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成までの期間も、契約者の希望・状況等に応じて適切なサービスを提供します。

なお、サービス提供にあたり、契約者又は、他の入居者等の生命及び身体を保護するため緊急やむえない場合を除き、車イスやベッドに四肢を縛る、居室の外から鍵を掛けるなどの身体拘束はいたしません。

## 9. 介護保険給付対象サービス

- ① 日常生活上の援助
  - ア、食事の援助
  - イ、排泄の援助（トイレ誘導、おむつ交換など）
  - ウ、移動の介助
  - エ、通院の介助
  - オ、体位変換などその他必要な身体の介助
- ② 入浴
  - 週2回（月木）、（火金）、（水土）の曜日に分かれて入浴します。
  - 寝たきりの方も、機械浴槽（特別浴）を使用して入浴できます。
- ③ 排泄
  - 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
  - 看護師により、契約者の心身等の状況に応じて日常生活に必要な機能の回復又はその減退を防ぐための訓練を行います。
- ⑤ 生活相談
  - 契約者とご家族の日常生活における相談に応じます。
- ⑥ 健康管理
  - 当施設の嘱託医師及び看護師が、契約者の健康管理を行います。
- ⑦ その他自立への支援
  - 寝たきりを防ぐため、できる限り離床を援助します。
  - 生活のリズムを考え、朝夕・入浴時等に着替えを行うよう援助します。
  - 清潔で快適な生活が送れるよう適切な援助を行います。

## 10. 介護保険の対象とならないサービス

### ① 食費・居住費

### ② 理容サービス

理容師の出張サービス（調髪・ひげそり・洗髪）の利用や理美容学校実習ボランティア、職員が散髪・ひげそりなどのサービスを行います。

### ③ 貴重品等の保管及び日常費用支払代行サービス

希望により、貴重品等の保管と日常費用の支払代行サービスをします。

☆保管できる金銭の形態

施設の指定金融機関（百五銀行等）に預けている預金

☆お預かりできるもの

・上記預金通帳、印鑑、年金証書、健康保険証、介護保険証、健康手帳など

☆保管管理者 施設長

☆出納の方法

- ・預金の預入れ、引出しが必要な時は、保管管理者へ申し出ていただきます。
- ・保管管理者は、申し出に従って、預金の預入れ及び引出しを代行します。
- ・保管管理者は出入があった都度、出入金記録を作成し、3ヶ月毎にその内容の写しを契約者（ご家族）へ送付します。

### ④ 行政手続き代行サービス

介護保険の認定更新手続き、高額介護サービス費請求手続きなど契約者の行政手続き等を代行します。

### ⑤ レクリエーション及びクラブ活動

レクリエーションやクラブ活動に自由に参加できます。

なお、費用が必要なときは実費を負担していただきます。

## 11. サービス利用料金

### (1) 介護保険の給付対象となるサービスの利用料金

介護保険法に基づく下記の料金表のとおり、契約者の要介護度に応じた利用料金を支払っていただきます。

従来型【多床室・個室】1日あたりの利用料金表 負担割合が1割の場合

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
利用料金(A)	5,570円	6,250円	6,950円	7,630円	8,290円
介護保険から給付される金額(B)	5,013円	5,625円	6,255円	6,867円	7,461円
契約者負担額(A)-(B) (C)	557円	625円	695円	763円	829円
日常生活継続支援加算(D)	36円				
看護体制加算(E)	8円				
夜勤職員配置加算(F)	13円				
療養食加算(G) ※	(18)円 ※ 6円×3				

食費に係る契約者負担額(H)	1,380円				
居住費(I)(多床室)	840円				
居住費(I)‘(個室)	1,150円				
栄養ケアマネジメント(J)	14円				
介護職員処遇改善加算(K)	38円	42円	46円	50円	54円
契約者負担合計額(多床室)	2,886円	2,958円	3,032円	3,104円	3,174円
契約者負担合計額(個室)	3,196円	3,268円	3,342円	3,414円	3,484円

従来型【多床室・個室】1日あたりの利用料金表 負担割合が2割の場合

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
利用料金(A)	5,570円	6,250円	6,950円	7,630円	8,290円
介護保険から給付される金額(B)	4,456円	5,000円	5,560円	6,104円	6,632円
契約者負担額(A)-(B) (C)	1,114円	1,250円	1,390円	1,526円	1,658円
日常生活継続支援加算(D)	72円				
看護体制加算(E)	16円				
夜勤職員配置加算(F)	26円				
療養食加算(G) ※	(36)円 ※(6円×3)×2				
食費に係る契約者負担額(H)	1,380円				
居住費(I)	840円				
居住費(I)‘	1,150円				
栄養ケアマネジメント(J)	28円				
介護職員処遇改善加算(K)	75円	84円	92円	100円	108円
契約者負担合計額(多床室)	3,551円	3,696円	3,844円	3,988円	4,128円
契約者負担合計額(個室)	3,861円	4,006円	4,154円	4,298円	4,438円

○ ご契約者の要介護度に応じた利用料金(A)から介護保険からの給付額(B)を差し引いた契約者負担額(C)と日常生活継続支援加算(D)、夜勤職員配置加算(E)、看護体制加算(F)食費(H)、居住費(I=多床室)(I‘=個室)、栄養ケアマネジメント加算(J)、介護職員処遇改善加算(K)を加えた合計額(L)が1日当たりの負担していただく利用料金です。

※ ( ) は身体等の状態により、利用された時のみ加算されます。

※ 契約者が契約時に要介護度の認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦全額お支払いしていただくことがあります。この場合、要介護度の認定を受けられた後で自己負担額を除いて、介護保険から払い戻されます。(償還払い)

※ 新しく入所された入所後30日間は、1日30円が加算されます。

※ 入院（外泊）した場合は、最高6日を限度に1日246円を負担していただきます。

なお、食費、居住費は契約者負担段階により、1日あたり下記のとおりとなります。

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費に係る 契約者負担額	300円	390円	650円	1,380円
居住費 (多床室)	0円	370円	370円	840円
居住費 (個室)	320円	420円	820円	1,150円

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金

以下のサービス料金は、基本的にご利用された方に全額負担していただきます。

### ① 食費

1日の食費に係る契約者負担額と

おやつ代 1日 100円

特別食の超過分（実費）

② 居住費 入院中の居住費は、外泊加算終了日の翌日より自己負担となります。

③ 事務管理料 1月 1,000円

④ 個人所有の電気器具等の使用料（電気使用料）

- |      |    |     |         |     |      |
|------|----|-----|---------|-----|------|
| ・テレビ | 1日 | 50円 | ・電気毛布   | 1日  | 30円  |
| ・扇風機 | 1日 | 35円 | ・電気カミソリ | 1ヶ月 | 150円 |
| ・ラジオ | 1日 | 20円 | ・あんか    | 1日  | 30円  |

⑤ その他

- ・趣味的活動に係る材料費 実費
- ・行政手続代行費用買い物サービスの費用

## 12. 利用料金のお支払い方法

- ・支払方法は、①現金又は銀行振込及び郵便振替、②預金口座（百五銀行・郵便局）からの引落し…の2つの方法があります。

いずれの方法にするかは、ご契約の時に申し出てください。

- ・利用料金は、1ヶ月分まとめて翌月10日までに計算し、15日頃に請求書を郵送します。
- ・利用料金の支払いについて、困難な状況等が発生した場合は相談に応じます。

## 13. 入・退所の手続き

### (1) 入所の手続き

①原則「要介護度3」以上の認定を受けた方は、直接又は担当の介護支援専門員を通じて申し込んでください。

ただし、要介護度1、2の方も、やむを得ない事情で、居宅において日常生活を営むことが困難である場合は、特例的に入所が認められる場合があります。入所申込の際に、特例入所の要件を確認させていただきます。

②入所が決定したら「入所契約」を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じですが、入所要件が満たされていれば自動的に継続更新されます。

## (2) 施設を退所していただく場合（契約の終了）

当施設との契約には、契約終了期日は特に定めていませんので入所要件が満たされていれば、継続してサービスを利用できます。

ただし、次の場合は当施設との契約が自動的に終了し、当施設を退所していただきます。

① 契約者が亡くなられたり、被保険者資格を喪失した場合

② 平成27年3月31日までに入所された方で、要介護の認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

平成27年4月1日以降の入所の方で、要介護の認定区分が非該当（自立）、要支援、要介護1または2と認定され、特例入所の要件に該当しない場合

③ 契約者が他の介護施設等へ入所した場合

④ その他

ア、契約者がサービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めて料金の支払いを催告したにもかかわらず支払わない場合、または、契約者が当施設や当施設の従業員及び他の利用者に対して故意又は重大な過失により生命・身体・財物・信用等を著しく傷つけるなど、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合には、ご契約終了30日前までに文書で通知します。

イ、契約者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院ができる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合には、文書等で通知のうえご契約を終了させていただく場合があります。この場合、退院後に再度入所を希望される方はお申し出ください。

ウ、やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合は、ご契約を終了し、退所していただく場合があります。

この場合、ご契約終了30日前までに文書等で通知します。

## 1.4. 入所中の医療等について

○入所中の健康管理等は、嘱託医師が行います。

・嘱託医師 鷺見 成憲

・住 所 伊勢市宮後1丁目8-4 （鷺見内科）

○医療を必要とする場合は、嘱託医及び下記協力病院等において診療や入院

治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を義務づけたり、保証するものではありません。)

・協力医療機関

名 称	市立伊勢総合病院
所在地	伊勢市楠部町3038

・協力歯科医療機関

名 称	田所歯科
所在地	伊勢市曾祢1丁目6-3

15. 事故発生等緊急時の対応

- ・サービスの提供中に事故等により契約者の容態に大きな変化が生じた場合には、看護師にすぐに連絡すると共に嘱託医からの指示を受けて、応急措置を講じます。状況によっては、救急車を要請し、協力病院等へ搬送します。
- ・応急措置後、すぐにご家族に連絡し、市町村等関係機関へ通報（報告）します。
- ・事故処理後、すみやかに対策会議を開催して、事故の原因を解明し、再発防止に努めます。
- ・当施設の責任による賠償すべき事故が発生した場合、すみやかに損害賠償を行います。

16. 残置物の引き取り

入所契約が終了した際に、当施設に残された契約者の所持品（残置物）をご契約者が引き取らない場合には、身元引受人に引き取っていただきます。

なお、引き渡しにかかる費用は、契約者又は身元引受人に負担していただきます。

17. 非常時等の災害対策

- ・契約者の安全対策の1つとして消防法に基づく消防計画を策定し、予防管理対策、自衛消防活動対策、震災対策に重点をおいた防災教育及び年2回以上の防災・非難訓練等を実施します。
- また、スプリンクラー設備、火災報知設備などの消防用設備を完備するとともに、これらの諸設備が非常時に正しく稼動するよう定期点検を行います。